令和5年第11回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年11月2日(金)午後2時00分

場 所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第2号

非農地証明願いについて

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

- (1) 農地法第3条の3の規定による届
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

報告第2号

開発行為事前協議申込等に対する協議結果の報告について

出席委員7名

1番	久保 賢一	2番 後藤 利夫
3番	彌田 和好	4番 齊藤 孝一
5番	久恒 美千代	6番 星野 賢一
7番	小畑 義宏	※ 番号は議席番号

農地利用最適化推進委員

朝日地区 伊藤 博文 浜脇地区 安部 憲次

出席職員 事務局長 吉田 悠子 主査 吉岡 千紘 主査 加藤 満江

午後2時00分 開会

(局長)只今より令和5年第 11 回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の 出席委員数は過半数を超えておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願いいたします。 (会長)皆さんこんにちは。さて、先月は大分県農業祭や豊後大野市への県内研修があり、参加された委員はお疲れさまでした。研修では夏秋ピーマンや甘薯の栽培、豊後大野市のインキュベーションフャームを視察し、農業が儲かるのであれば、新規就農者も計画的に増えるし、支援体制の大切さを感じました。皆さん方が県内研修は参考になるようであれば、来年度についても計画したいと考えております。それでは、議事に入ります。本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員)異議なし

(会長)ご異議がないようでありますので、2番委員、3番委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。それでは、本日の審議に入ります。議案につきましては、事前に皆さんに送付しておりますので、審議については事務局からの説明を求め、報告については、質問等が出た事案に対して、詳しく説明を求めたいと思います。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1について、事務局の説明を求めます。

(事務局)それでは議案の2ページをお開きください。議案第1号 申請番号1 譲渡人 別府市の方、譲受人も別府市の方です。農業振興地域外、申請の土地、大字亀川、田、現況田、697 ㎡です。申請の事由、譲渡人、高齢のため、耕作が出来ず、半身不随になっているため。譲受人、現在所有している農地に隣接しており、効率的な耕作が可能。農業経営安定のため。総会資料をご覧ください。1ページから3ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。4ページと5ページが営農計画書です。今後も販売予定はないそうです。6ページが字図、7ページが位置図です。説明は以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の3番委員から補足説明をお願いたします。

(3番委員)はい、9月の終わりに申請地を確認してまいりました。土地自体は申請人の土地を通って行かなくてはならない分かりにくい場所にあり、譲受人であれば一体的に利用出来ると思っています。隣の自身の農地には果樹が植わっていました。申請地は冬場には日当たりが悪い場所だと思います。

(事務局)只今、3番委員からの補足説明が終わりました。申請番号1について、何かご意見、 ご質問はございませんか。

(6番委員)譲受人は農業者ですか。

(事務局)この方は兼業農家といいますか、相続した農地はきちんと管理している方です。

(議長)他にご質問はありませんか。

(各委員)ありません

(議長)他にご質問もないようであります。それでは、議案第1号申請番号1番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)異議なし

(議長)異議なしとのことであります。議案第1号申請番号1番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。それでは、申請番号2について、事務局の説明を求めます。

(事務局)はい、それでは議案の2ページをお開きください。議案第1号 申請番号2 売買でなく贈与のため、贈与人 別府市の方 受贈人も別府市の方です。農業振興地域外、申請の土地、大字鶴見、田、現況畑、241 ㎡です。申請の事由、贈与人、相続で取得した農地だが、遠方に居住しているため。受贈人、現在所有している農地に隣接しており、前耕作者であるため。総会資料をご覧ください。8ページから10ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。11ページが字図、12ページが位置図です。説明は以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。それでは、朝日地区の推進委員から補足説明をお願いたします。

(朝日推進委員)先日農地の確認に会長行ってまいりました。譲受人は、親と一緒に長年農業経営をしており、自己所有の農地はしっかり管理されていました。申請の農地は自己所有農地の隣にあり、長年譲渡人から借りて耕作していた農地でございます。今後の管理についても問題ないと思います。以上です。

(議長)只今担当推進委員からの補足説明が終わりました。申請番号2について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)なし

(議長)特にご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第1号申請番号2番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)異議なし

(議長)異議なしとのことであります。議案第1号申請番号2番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。それでは、申請番号3について、事務局の説明を求めます。

(事務局)はい、それでは議案の3ページをお開きください。議案第1号 申請番号3 売買でなく贈与のため、贈与人 別府市の方 受贈人も別府市の方です。 農業振興地域外申請の土地、大字鶴見、田、現況畑、106 ㎡です。申請の事由、贈与人、相続で取得した農地だが、遠方に居住しているため。受贈人、現在所有している農地に隣接しており、前耕作者であるため。13 ページから 15 ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。16 ページが字図、17ページが位置図です。説明は以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。それでは、朝日地区の推進委員から補足説明をお願いたします。

(朝日推進委員)これも会長と現地の確認をいたしました。申請地は自己所有農地の隣の農地で、今まで譲受人が耕作していましたので、問題はないと思っております。

(議長)只今、担当推進委員からの補足説明が終わりました。申請番号3について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)なし

(議長)特にご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第1号申請番号3番について申請のとおり承認することにご異議ございませんか。

(各委員)異議なし

(議長)異議なしとのことであります。議案第1号申請番号3番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。次に、議案第2号「非農地証明願について」を議題といたします。それでは、申請番号1について、事務局の説明を求めます。

(事務局)はい、それでは議案の4ページをお開きください。議案第2号 申請番号1 申請 人 別府市の方 農振農用地区域外、申請の土地 大字浜脇、畑、現況山林、128 ㎡です。申請地の状況 山林、 理由、病気のため荒廃し、農地に復元できないため。総会資料をご覧ください。18ページが位置図、黄色のマーカー部分が申請された筆です。19ページが現地の写真です。説明は以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の6番委員から補足説明 をお願いたします。

(6番委員)担当推進委員と現地確認をいたしました。この申請地の周りは赤地でして、この土地だけ残っておりました。大通りからずいぶん離れた場所にあり、この近辺は農地としても活用出来ないと思いますので、非農地証明を出していただいてよいと思います。

(議長)只今、6番委員からの補足説明が終わりました。申請番号1について、何かご意見、 ご質問はございませんか。

(各委員)なし

(議長)特にご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第2号申請番号1番について申請のとおり承認することにご異議ございませんか。

(各委員)異議なし

(議長)異議なしとのことであります。議案第2号申請番号1番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。それでは、申請番号2について、事務局の説明を求めます。

(事務局)はい、それでは議案の4ページをご覧ください。議案第2号 申請番号1 申請人別府市の方 農振農用地区域外、申請の土地 大字内成、原野、現況竹林、外 1 筆 計1,985㎡です。申請地の状況 竹林、理由、現況は、前所有者が所有していた昭和55年に新築された家屋が現存しており、その他の部分は、荒廃し、竹が生い茂っており、農地に復元できないため。総会資料をご覧ください。20ページが位置図、黄色のマーカー部分が申請された筆です。21ページが、現地の写真です。説明は以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の6番委員から補足説明をお願いたします。

(6番委員)ここも荒れ果てた土地になっており、竹が生い茂っており耕作出来る農地ではありません。写真の様に家が建っており、古賀原地域に新しい住人が入ってくるわけですけど、ペットとしての鶏を飼いたいとおっしゃっていました。そこは、地域の役員会等に出席して、自己紹介を含めて説明をしたいと本人は言っておりました。

(議長)地元の推進委員なにかございませんか。

(浜脇地区推進委員)もう荒廃してしまっているので、ひとりでも一世帯でも増えれば、賑やかになって良いのではないかと思っています。

(議長)只今、6番委員、浜脇地区推進委員からの補足説明が終わりました。申請番号2について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(2番委員)譲渡し人は何時くらいまでいたのかと、地図を見ると家がいくつもありますが、これは問題ない家なのでしょうか。

(浜脇推進委員)10年ほど前までは住んでいましたが、挟間町に出ていきました。

(事務局)都市計画課に確認したところ、都市計画区域外であれば家を建てるのに問題ないそうです。

(議長)他にご質問はございませんか。

(議長)他にご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第2号申請番号2番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)異議なし

(議長)異議なしとのことであります。議案第2号申請番号2番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。それでは、申請番号3について、事務局の説明を求めます。

(事務局)はい、申請番号3 申請人 別府市の方 農業振興地域外、申請の土地 大字鶴見、現況宅地、外 1 筆 計 1,378 ㎡です。申請地の状況 貸店舗、 理由、申請地は平成 21 年 12 月 22 日に農地転用届を提出し、それ以降貸店舗用地として使用している。総会資料をご覧ください。23ページが位置図、黄色のマーカー部分が申請された筆です。24ページが、現地の写真です。説明は以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の朝日地区推進委員から補足説明をお願いたします。

(朝日推進委員)先日会長と一緒に見に行きました。セブンイレブンが立っておりまして、事務局の説明のとおりです。農地を貸す時に4条の転用届を出していたのですが、地目を変えていなかったようでございます。今回、本人もこの証明書で地目の変更をすると言っておりました。

(議長)只今、担当推進委員からの補足説明が終わりました。申請番号3について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)なし

(議長)特にご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第2号申請番号3番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)異議なし

(議長)異議なしとのことであります。議案第2号申請番号3番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)第3条の3の規定による届について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)特になし

(議長)特にご質問もないようであります。報告第2号「開発行為事前協議申込等に対する協議結果の報告について」、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)特になし

(議長)特にご質問等もないようであります。以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。お疲れさまでした。

午後3時05分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議長_	会 長
署名委員	2 番 委 員
	<u> </u>
四夕禾日	9 巫 禾 旦
署名委員	3 番 委 員